

「日本はひとつ」しごとプロジェクト 関係施策集

1. 復旧事業等による確実な雇用創出

(1) 復旧事業の推進

○ 社会資本の復旧等の推進【国交省】

・被災者の生活を再建するため、損壊した道路、港湾等の社会資本の復旧等を推進する。

○ 被災地での損壊家屋等の処理による雇用創出【環境省】

・被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等を処理するため、現地の事業者にて多くの人員を必要とすることから、これにより新たな雇用が創出される。

○ 応急仮設住宅の建設、運営等における雇用の創出【国交省】

・被災県が発注する仮設住宅の建設における、地元の建設業者や資材業者の活用を促進する。
・一定戸数以上の仮設住宅団地等において、生活支援サービスの提供等を行う。（例：中越地震における入浴サービス等）

○ 被災住宅の円滑な補修・再建の支援による雇用創出【国交省】

・被災住宅の補修について、診断・相談及び事業者の紹介を行う窓口（電話相談、対面相談）を3月31日より設置。

○ 農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁場の復旧等の推進【農水省】

・被災地の農林漁業を再建するため、損壊した農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁場の復旧等を推進する。

○ 国の施策に対応した地方財政措置の検討【総務省】

(2) 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

○ 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充【厚労省】

・重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、避難所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロールなど、自治体等が被災者を雇用して幅広い事業を展開することができるよう措置することにより、被災者の雇用の場を創出する。
・重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業で雇用された場合の雇用期間は、現在、最大1年以内であるが、被災者については、雇用期間の複数回の更新を可能とし、1年を越えて継続して雇用できることとする。

(3) 地元優先雇用への取組

○ 地元の被災者の雇用の確保【関係省庁】

- ①当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する。(地方公共団体についても同様の取組を求める)
- ②復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める。
- ③被災した離職者を対象にした雇入れ助成金(特定求職者雇用開発助成金(大企業 50 万円、中小企業 90 万円))やトライアル雇用(※)によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する。

といった地元優先雇用への取組を行う。

※実習型雇用支援事業の活用

被災地の企業において、被災地に居住するフリーターなどの求職者及び被災地の事業所を離職した求職者を雇用する場合については、基金訓練修了の如何にかかわらず、トライアル雇用の一種である本事業の対象とすることにより、地元での雇用を促進する。

(試行雇用 1 人につき月額 10 万円(最大 6 ヶ月)、その後正規雇用化した場合は 6 ヶ月ごとに 50 万円(2 回))

○ 重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、原則、被災した方々を雇用【厚労省】

(4) 災害防止

○ 復旧工事における災害防止対策の徹底【厚労省、国交省、環境省】

- ・災害復旧工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を徹底する。【厚労省、国交省】
- ・建築物などの解体等に伴う労働者や被災者等の粉じん障害防止対策のため、防じんマスクの支給等を行う。【厚労省、環境省】

2. 被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能の強化

① 「日本はひとつ」しごと協議会の創設【関係省庁】

自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図るため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置し、以下について地域レベルで合意し、推進していく。

- (i) 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- (ii) 被災者、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- (iii) 復旧事業の求人のハローワークへの提出

② 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

○ **様々な機関とのネットワークの構築【関係省庁】**

- ・ハローワークと自治体、建設関係団体、商工会議所や農協、漁協など様々な機関とのネットワークを構築し、復旧事業や被災者のニーズに対応した求人を開拓する。

○ **避難所へのきめ細かな出張相談【厚労省】**

- ・ハローワーク職員が避難所に赴き、被災者に対して、メンタル面を含めたきめ細かな職業相談サービスを届けるとともに、様々な機関の支援策を情報提供する。

○ **「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口の設置【厚労省】**

- ・全国のハローワークに「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口を設置し、被災者や被災事業主の方々に対し仕事や各種助成金の支給申請などの幅広い相談に対応する。

○ **被災地での就職を希望する被災者の方々への支援【厚労省】**

- ・被災地におけるインフラ復旧等のための求人の確保、職業紹介
- ・ハローワークの職員による避難所への出張相談（再掲）

○ **被災地以外で就職を希望する被災者の方々への支援【厚労省】**

- ・全国のハローワークで、寮・社宅付き求人、被災者の雇入れを行う求人を確保
- ・仕事を探している被災者とマッチング
- ・ハローワークの職員による避難所への出張相談（再掲）
- ・広域求職活動費（面接旅費相当）・移転費（転居費相当）を活用した遠隔地への職業紹介

○ **農林漁業者、自営業者に対する支援【厚労省】**

- ・ハローワークの主な対象者は離職した会社員であるが、今回の被災者の地域特性を踏まえ、農林漁業や自営業の離職者についても関係機関と連携して積極的に支援する。

○ **農林漁業者、自営業者などの就労機会の確保【厚労省、農水省】**

- ・農協、漁協、商工会議所などと連携して、被災者の受け入れを希望する事業主、人手不足の事業所、後継者不足の事業所などを開拓する。
- ・その求人情報をハローワークに集約し、ハローワークの全国ネットワークを通じて就職を希望する方々に発信する。

○ **農林漁業者に対する広域職業紹介の実施【厚労省、農水省】**

- ・被災地におけるハローワーク内の農林漁業就職支援コーナーが、ハローワークの全国ネットワークを活用しつつ、被災地の復興までの間、被災地以外での農林漁業への就業を希望する者等の農林漁業者に対する広域職業紹介を農林水産省等関係機関との連携の下に実施。

○ 新たに農林漁業への就業を希望する被災者への支援【農水省】

- ・農林漁業への新規就業を希望する被災者と農業法人・林業事業者・漁業者とのマッチングを促進するための求人情報等の収集・提供、就業相談会、実践研修（OJT）等を実施。

○ 船員希望者に対する就職相談【国交省】

- ・船員を希望する被災者に対して、全国の船員求人情報が検索できるシステム等を活用し、個々のニーズに応じたきめ細やかな就職相談を、ハローワーク等とも連携し実施する。

○ 職業訓練の機動的な拡充・実施【厚労省】

- ① 訓練定員の拡充や被災者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するとともに、ハローワークによる効果的なマッチングを図る。
- ② 雇用保険を受給できない方への訓練期間中の生活支援
 - ・基金訓練（訓練・生活支援給付の支給）
被災により、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）の受講が困難となった場合でも、受講期間中の生活支援である訓練・生活支援給付を支給する。
 - ・訓練手当の支給
被災により、離職を余儀なくされたり、内定を取り消された方が、公共職業訓練を受講する場合に、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給する。

○ 建設労働者の教育訓練等【厚労省】

- ・中小建設事業主が建設労働者に対して建設重機の操作のための技能実習等を実施する際、その経費及び賃金の一部を助成。
- ・広域的に受講者を受け入れる建設技能訓練施設で技能訓練を受講する際、旅費の一部を助成。
- ・中小建設事業主が建設現場での作業員宿舍等の整備をする際、経費の一部を助成。

③ 被災地域の就労支援等

○ 被災地域の求職者支援【関係省庁】

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催【経産省】

被災した新卒者等を対象に、被災地域内及び近隣の中小企業を集めた合同企業説明会の開催や被災地域外での就労を目指す被災者向けの合同企業説明会の開催を実施する。

- ・業界団体や中小企業団体に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘【関係省庁】

政府が一体となって、業界団体や中小企業団体に對して要請を行い、被災者を雇用する意欲ある企業を発掘し、これらの求人情報のハローワークへの提出を促進することにより、求職者の雇用促進を図る。

○ 産業雇用安定センターを活用した被災地域から他地域への出向・移籍のあっせ

んの実施【厚労省】

- ・(財)産業雇用安定センターに対策本部を設置し、被災地域の事業所の労働者について、そのニーズを踏まえ、他地域の事業所への出向・移籍のあっせんを積極的に実施。

○ 被災地における「就労履歴管理システム」の活用【総務省】

- ・総務省委託事業により開発済みのシステムを活用し、被災地の土木・建築等就労者に ID 付きの「被災地就労共通パス」(仮称)を無料発行し、入退場を自動記録することにより、現地の流動的な雇用関係下における就労履歴を正確に捕捉・管理するための検討を行う。
- ・就労者の経験・技能を「見える化」することができるため、作業内容とのマッチングにも寄与。
- ・退職金や労災(アスベスト被害、放射線被曝等)等、就労者にとっての安定的な社会保障の確保等にも資する。

○ 避難所において職業紹介事業者等が出張相談に応じる場合の要件緩和【厚労省】

- ・民間の職業紹介会社等が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため要件を緩和する。

(2) 被災地以外におけるマッチング機能の強化

○ 「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口の設置【厚労省】(再掲)

- ・全国のハローワークに「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口を設置し、被災者や被災事業主の方々に対し仕事や各種助成金の支給申請などの幅広い相談に対応する。

○ 被災地以外で就職を希望する被災者の方々への支援【厚労省】(再掲)

- ・全国のハローワークで、寮・社宅付き求人、被災者の雇入れを行う求人を確保
- ・仕事を探している被災者とマッチング
- ・ハローワークの職員による避難所への出張相談
- ・広域求職活動費(面接旅費相当)・移転費(転居費相当)を活用した遠隔地への職業紹介

○ 関係機関等と連携した住居の確保【関係省庁】

- ・自治体・関係機関・団体などとの連携のもと、公営住宅、雇用促進住宅、避難者の受け入れを希望する農山漁村、ホテルや旅館の情報、社宅付、寮付求人など被災者のニーズに対応した情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

○ 農林漁業者、自営業者などの就労機会の確保【厚労省、農水省】(再掲)

- ・農協、漁協、商工会議所などと連携して、被災者の受け入れを希望する事業主、人手不足の事業所、後継者不足の事業所などを開拓する。
- ・その求人情報をハローワークに集約し、ハローワークの全国ネットワークを通じて就職を希望する方々に発信する。

○ 農林漁業者に対する広域職業紹介の実施【厚労省、農水省】（再掲）

- ・被災地以外におけるハローワーク内の農林漁業就職支援コーナーが、ハローワークの全国ネットワークを活用しつつ、被災地の復興までの間、被災地以外での農林漁業への就業を希望する者等の農林漁業者に対する広域職業紹介を農林水産省等関係機関との連携の下に実施。

○ 新たに農林漁業への就業を希望する被災者への支援【農水省】（再掲）

- ・農林漁業への新規就業を希望する被災者と農業法人・林業事業体・漁業者とのマッチングを促進するための求人情報等の収集・提供、就業相談会、実践研修（OJT）等を実施。

○ 農山漁村における被災者の受入れ支援【農水省】

- ・農山漁村における被災者受入れの可能性について、都道府県、農林水産関係団体等を通じ、緊急に調査を実施。
- ・都道府県、農林水産業・食品産業関係団体等から成る農山漁村被災者受入れ連絡会議を開催し、雇用の確保、受入先の更なる拡大に向けた情報収集・発信を実施。

○ 地元生活情報の提供【関係省庁】

- ・自治体、町内会、NPO などとの連携のもと、病院、保育所、商店街、学校など被災者のニーズに対応した生活情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

3. 被災した方々の雇用の維持・確保

（1）雇用調整助成金、雇用保険の特例措置の周知、推進

○ 雇用調整助成金の拡充【厚労省】

- ・雇用調整助成金については、青森、岩手、宮城、福島、茨城の災害救助法適用地域が対象となっている特例措置を、支援の必要な災害救助法適用地域に拡大する。
- ・被災地にある工場の被害による部品供給制約や計画停電により、事業活動に影響が生じていることから、被災地の事業所と取引関係が緊密な被災地外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所について、新たに特例措置を設ける。
- ・津波被害等により書類を紛失した事業所について、できる限り手続きの簡素化を図る。

（※）雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成。

○ 震災被害者への失業手当の特例支給【厚労省】

- ・事業所が震災被害を受けたことにより休業や再雇用予約付で一時離職し、休業手当などの賃金が支払われない労働者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実施。震災による

福島原子力発電所の放射線の影響により、避難指示又は屋内待避指示を受けた地域（30 km圏内）にある事業所についても、同様に特例措置の対象となる。

○ 地域障害者職業センターにおける障害者の雇用継続のための特別相談の実施等【厚労省】

- ・地域障害者職業センターにおいて、就業中の障害者や障害者を雇用する事業主に対し、震災に係る特別相談の実施、ジョブコーチ支援、出張カウンセリング等きめ細かな支援を行う。
- ・障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、障害者の雇用維持の観点から、支給要件の緩和等を行う。
- ・障害者の雇用継続に必要な機器等の優先的な貸出しを行う。

○ 事業者に対する説明会【国交省】

- ・船員の雇用を維持するため、船舶所有者に対して雇用保険の特例措置や雇用調整助成金制度等の説明会を、都道府県労働局と連携して実施する。

（2）中小企業者等の経営再建支援

○ 被災した中小企業者の事業活動の維持・早期再開支援【経産省】

- ・中小企業向け資金繰り支援制度を活用し、東北地方太平洋沖地震による災害の影響で、事業所、工場等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた事業者に加えて、間接的な被害を受けた事業者についても対象とする。

○ 被害農林漁業者等への資金の円滑な融通等【農水省】

- ・被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通・既貸付金の償還猶予等により、被災した農林漁業従事者等の雇用を維持。

○ 中小企業の相談窓口の活用【経産省】

- ・政府系金融機関等における「特別相談窓口」や、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談が出来る「中小企業電話相談ナビダイヤル」の活用。

○ 労働保険料の申告・納付期限の延長等【厚労省】

- ・被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手続の必要なく延長（障害者雇用納付金についても同様の取扱い）。
- ・納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予（障害者雇用納付金についても同様の取扱い）。

(3) 新卒者の内定取消し等の防止・被災地の新卒者・既卒者の就職支援

○ 被災採用内定取消し防止作戦の実施【厚労省】

- ・主要経済団体等に細川律夫厚生労働大臣と高木義明文部科学大臣の連名により、採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるようにすること等、要請を実施。
- ・全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等の就職支援や相談を実施。
- ・事業主に対し、雇用調整助成金を活用して、できる限り入社させるなどの指導を実施する。

○ 被災した学卒未就職者の支援の拡充【厚労省】

- ・被災地に居住する未就職卒業者をトライアル雇用する事業主に対して、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金を拡充し、これらの者がトライアル雇用後に正規雇用された場合、60万円を支給（拡充前は50万円）。また、被災地に居住する未就職卒業者（大卒等）を新卒枠で正規雇用する事業主に対して3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金を拡充・要件緩和し、これらの者が正規雇用された場合、120万円を支給（拡充前は100万円）するとともに、1事業所当たり10回までとする（緩和前は1回限り）。
- ・ジョブサポーターを活用し、高校・大学等と連携し、高校・大学等や避難所等への出張相談を行うとともに、ハローワークの全国ネットワークをフル活用し被災した学生・生徒を受け入れる求人の確保・広域職業紹介を実施。

○ 重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用【厚労省】

- ・重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、震災により採用内定取消しとなった新卒者などを積極的に雇用できるようにし、若者の力を地域のために活用する。

○ 被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表【経産省】

- ・未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクトにおいて、被災地域の新卒者等に特別配慮をする求人情報を発掘・集約し、4月中旬に公表する予定。
- ・新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ）参画企業に対して、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し、4月中旬に公表する予定。

○ 被災地域の新卒者等への就職支援【経産省】

- ・新卒者就職応援プロジェクトの被災地域の新卒者等に対する特例措置
被災地域の新卒者等、被災地域の企業のマッチング優先支援、被災地域外での職場実習機会の提供、被災地域における職場実習の要件緩和等、被災地の状況に対応した特例措置を実施。

(4) 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

○ 派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者への配慮について各団体

に要請【厚労省】

- ・震災により被害を受けた派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者に対し、事業主等が、派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、大臣名で主要団体等に対して要請。

○ 産休切り・育休切り等への対応【厚労省】

- ・被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について、被災地域等の雇用均等室に雇用均等特別相談窓口を設置し、きめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施する。

(5) 生活保障

○ 未払賃金立替払の手続の簡素化【厚労省】

- ・地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施。

(6) 健康確保

○ 労災保険給付請求の弾力的な取扱いの実施等【厚労省】

- ・労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施。
- ・労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うための柔軟な取組等を実施。
- ・震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ & Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介。

○ メンタルヘルスを含む健康問題について電話相談の受付等【厚労省】

- ・産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について、電話での相談を実施。

(7) 相談窓口

○ 「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口の設置【厚労省】

- ・全国のハローワークに「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口を設置し、被災者や被災事業主の方々に対し、仕事や各種助成金の支給申請などの幅広い相談に対応。(再掲)
- ・上記相談窓口において派遣労働者、派遣会社、派遣先からの相談対応も行うとともに、その相談対応の実施について、派遣労働者に広く周知。

○ 労働関係の相談への対応【厚労省】

- ・地震に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ & A」を作成（今後随時更新予定）し、関係省庁と連携して、被災地域等事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知。
- ・被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設。